

議案第 26 号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年 3 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(天理市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項（同法第12条第 5 項及び第16条第 2 項において準用する場合を含む。第19条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第12条第 6 項及び第16条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第19条第 1 項第 1 号中「附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 2 条 天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の 2 第 6 項」を「附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の 2 の 6 第11項若しくは第15項又は第35条の 3 第11

項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第15条の6中「52万円」を「54万円」に改める。

第15条の6の10中「17万円」を「19万円」に改める。

第19条第1項中「52万円」を「54万円」に改め、同項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、同項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改め、同条第3項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「52万円」を「54万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（第13条第1項の改正規定及び第19条第1項第1号の改正規定を除く。）の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第2条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。